



NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集・発行 光成卓明 事務局 〒703-8234 岡山市中区沢田 536-2

電話 : 086-272-8896 FAX : 086-272-8891

E-mail : info@ombud-oka.com ホームページ : http://www.ombud-oka.com

オンブズマンと岡山県議会の 1万円以下戦争

光成 卓 明

- 1 岡山県議会は (H25 年度以降では全国で唯一)、政務調査費支出額 1 万円以下なら領収書を出さなくてよい、「日本で一番黒い議会」でした。交付額は議員 1 人年間 420 万円です。
 - 2 市民オンブズマンおかやまは、H21 年度から (県議会はこの年から、「1 万円超」に限り、領収書を出しはじめました)、県議会の政務調査費の住民訴訟をはじめました。H21 年度の請求額は 9416 万円でした。
 - 3 オンブズマンは、H22 年度の政務調査費の監査請求の段階で、「1 万円以下の支出の異常な県議がいる」ことに気づきました。1 万円以下の支出は、ふつうガソリン代とか TX 代とか事務用消耗品費とか、按分していれば携帯代とか、個人差はあるでしょうが、まずは 30 % 以内です。(私たちは、H19 年度分から岡山市議会の政務調査費の「ぜんぶ」裁判をやっていたので、そのへんの「感覚」をもっておりました。) ところが岡山県議会には、「1 万円以下支出」率 50 % の議員が何人も (H22 年度の最高は 78 %) いたのです。ちなみに、全議員平均の「1 万円以下」率は 22.3 %。異常支出の議員が多い自民党会派の平均「1 万円以下」率でさえ 25.6 % でした。
 - 4 オンブズマンは急きょ、各議員の収支報告書 (A4 版 1 枚のペラ紙) を検討しました。すると、わけのわからない「1 万円以下」支出が多数みつかりました。「1 万円以下の調査研究費・研修費・会議費」を 150 万円以上支出している議員。同じく「書籍代」を 70 万円以上支出している議員。100 万円以上の「人件費」に領収書の添付のない議員。数十万円の「印刷費」に領収書の添付のない議員……
 - 5 オンブズマンは、H22 年度の監査請求に、とりわけ怪しい 18 人の議員の 1102 万円の「1 万円以下」支出を追加しました。H21 年度分の裁判にも、20 人の議員の 1684 万円の「1 万円以下」支出を追加しました。
- それ以後の年度の「1 万円以下」請求額は、以下のとおりです。

H23 年度 27 人 1801 万円
H24 年度 28 人 2196 万円
H25 年度 22 人 2158 万円

6 オンブズマンは裁判で、対象にした「1万円以下支出」分の領収書と会計帳簿の提出を要求しましたが、県側から拒否されました。そこで裁判所に、「問題の議員に、会計帳簿と1万円以下分の領収書を提出するよう、命令してくれ」と申し立てました。①岡山地裁は H26.2.4 に領収書と会計帳簿の提出命令を出しましたが、②広島高裁岡山支部は H26.5.29 に逆転却下決定をしました。そこでオンブズマンが最高裁に抗告したところ、③最高裁は H26.10.18 に高裁決定を破棄し、地裁の提出命令を支持する決定をしました。

7 最高裁の決定は、情勢をいっぺんに変えました。

県議側は訴訟で、「要求されている帳簿と領収書を全部提出する」と表明しました。また、H26 年度の 12 月議会で（その年の 7 月に、同内容の条例案を否決したばかりだったので）「H27 年度分以降は、全支出の領収書を添付提出する」という条例改正をしました。

8 県議会の「1万円以下」領収書は、H21、22 年度分から、少しづつ裁判所に提出されはじめています。これまでに、H21 年度分は 20 人中の 17 人、22 年度分は 18 人中の 15 人から提出がありました。

オンブズマンが中身を検討したところ、衝撃的というか予想通りというか、お行儀の悪い支出が、次から次へと出てきました。

ア 大半の議員さんが、「懇親会」などの宴会費用や、外食代金（2人分とか3人分とかを含めて）を、多かれ少なかれ（多い人は本ッ当～に多いのですが）、支出していました。

イ 町内会などへの金一封（「花代」と呼ぶそうですが）と思われる支出をしている議員さんが、数人（公選法違反じゃん？）。

加えて、どうみても「差入れ」用の菓子折・酒の購入費を支出している人、数人。

ウ 「差入れ」用にしてはあまりに大量であまりに多数回すぎる、スーパーなどの買い物の支出をしている人、数人。

エ 選挙の直前に人件費などの支出が集中している人、1人（どうみても選挙事務所費用としか思えない）。

オ 事務費・事務所費などの按分をしていない人、多数。

カ ガソリン代が信じられないくらい多い人（1回の給油 70L とか）、2人。

キ 領収書のない支出が大量にある人、数人。

ク 1万円超の支出をしているのに、領収書を提出せずに「1万円以下」で通していた人、数人。

ケ 1万円超の支出をしているのに、「領収書を分けてもらう」などのテクニックで隠し

ていた人、数人。

コ 4年前に出した収支報告を丸ごと（原型がわからないくらいに）やりかえて出した人、1人。

サ 帳簿を作っていない（というか、本来作っておくことになっている帳簿を提出してくれない）人、多数。

シ 最高裁決定からもう10か月にもなるのに、いまだに提出してくれない人、2人。

ス 何の問題もなかった人、これまでのところ、ゼロ。

これは要するに、アレですね。まわりに人がいないのを良いことに立小便する人、アレと、同じメンタルですね。

①1万円以下の領収書は提出しなくても良いことになっている。②よって、オンブズマンでもここまで手が出ないはずである。③よって、1万円以下の支出は、だれからも監視されていない。④よって、少々自由に使いまくっても問題はない、と。「監視されていない」つもりでいる議員さんの行いとは・・・少なくとも、岡山県下では・・・だいたいがこんなものなのでしょう。

まあ（私個人としては）、もともとセンセイ方に高潔な品位を期待しているわけではありませんのですけれどもね・・・しかしそれはそれとしても、センセイ方の危機管理能力には、なんばか問題があるような気がいたしますね。

9 こうして、オンブズマンと岡山県議会との「1万円以下戦争」は終わり……ではあります。古人の名セリフを借りると、

「これは終わりではなく、終わりの始まりでもない。」

これは、始まりの終わりにすぎないのだ。」

これからは、①だんだん出てくる5ヶ年分の（H26年度分まで勘定に入れると6ヶ年分の）「1万円以下支出」の検討と、裁判での主張立証が待っており、②H27年度以降分は、すっかり「ウラ支出慣れ」しているであろう議員さんたちが出てくる「全部の領収書」の裁判が、待っています。（ええ、センセイ方、もうしばらく、県民の道楽に、おつきあいをお願い申し上げます。）

10 「おまけ」としてもう一つ。岡山県議会では議員は、「1件の支出について、A4版1枚まで」の証拠書類しか、提出することができません。なので、視察に行った場合に交通宿泊費の領収書を提出すれば、視察報告書は提出できません。県政報告紙を印刷した場合は、印刷屋の領収書を提出すれば、報告紙の現物を提出できません。理由は、議会事務局の説明によると、「置き場所がないから」。議員さん方の説明によると、自民党以外の会派は好きなだけ添付提出したいのに、多数を占める自民党会派が頑として取扱いの変更に応じない、のだそうです。

……というわけで、岡山県議会は、1万円以下の領収書が提出されることになつても、やっぱり「日本一黒い」のです。嗚呼。

活動計算書

[税込] (単位:円)

仮認定NPO市民オンブズマン岡山

自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日

【経常収益】

【受取会費】

| | |
|----------|---------|
| 正会員受取会費 | 165,000 |
| 賛助会員受取会費 | 69,000 |

【受取寄付金】

| | |
|-------|---------|
| 受取寄付金 | 379,000 |
|-------|---------|

【事業収益】

| | |
|-------|--------|
| 事業 収益 | 25,000 |
|-------|--------|

【その他収益】

| | |
|-------|----|
| 受取 利息 | 18 |
|-------|----|

経常収益 計 638,018

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

| | |
|------|---|
| 人件費計 | 0 |
|------|---|

(その他経費)

| | |
|---------|---------|
| 開示費 | 119,255 |
| 訴訟関係費 | 441,545 |
| 会場費(事業) | 5,260 |
| 対外交流費 | 83,000 |
| その他経費計 | 649,060 |

事業費 計

649,060

【管理費】

(人件費)

| | |
|------|---|
| 人件費計 | 0 |
|------|---|

(その他経費)

| | |
|---------|---------|
| 印刷費 | 14,128 |
| 定例会場費 | 13,130 |
| 通信費 | 111,467 |
| H P 関連費 | 135,642 |
| 消耗品 費 | 17,369 |
| 雜 費 | 23,435 |

| | |
|--------|---------|
| その他経費計 | 315,171 |
|--------|---------|

管理費 計

315,171

| | |
|--------|---------|
| 経常費用 計 | 964,231 |
|--------|---------|

△326,213

当期経常増減額

【経常外収益】

| | |
|---------|---|
| 経常外収益 計 | 0 |
|---------|---|

【経常外費用】

| | |
|---------|---|
| 経常外費用 計 | 0 |
|---------|---|

| | |
|--------------|----------|
| 税引前当期正味財産増減額 | △326,213 |
|--------------|----------|

| | |
|---------|---|
| 経理区分振替額 | 0 |
|---------|---|

| | |
|-----------|----------|
| 当期正味財産増減額 | △326,213 |
|-----------|----------|

| | |
|-----------|---------|
| 前期繰越正味財産額 | 593,803 |
|-----------|---------|

| | |
|-----------|---------|
| 次期繰越正味財産額 | 267,590 |
|-----------|---------|

特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

(単位:円)

仮認定NPO法人市民オンブズマン岡山 自 平成27年1月1日 至平成27年12月31日

[経常収益の部]

【経常収入】

| | |
|---------------|----------------|
| 事業収入 | 20,000 |
| 正会員会費収入 | 170,000 |
| 賛助会員会費収入 | 66,000 |
| 寄付金収入 | 700,000 |
| 受取収入 | 20 |
| 経常収入 計 | 956,020 |

【事業費】

| | |
|--------------|----------------|
| 定例会場費 | 10,000 |
| 対外交流費 | 50,000 |
| 開示費 | 150,000 |
| 訴訟関係費 | 600,000 |
| 事業費 計 | 810,000 |

【管理費】

| | |
|---------------|------------------|
| 会場費 | 15,000 |
| 通信費 | 120,000 |
| HP関連費 | 140,000 |
| 消耗品費 | 20,000 |
| 印刷費 | 20,000 |
| 雑費 | 30,000 |
| 管理費 計 | 345,000 |
| 予備費 | 30,000 |
| 経常支出 計 | 1,185,000 |
| 当期経常増減額 | △ 228,980 |

| | |
|-----------|----------------|
| 当期正味財産増減額 | △ 228,980 |
| 前期繰越正味財産額 | 267,590 |
| 次期繰越正味財産額 | 38,610 |

会費・寄附のご送金のお願い

皆さんには、日頃から市民オンブズマンおかやまの活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。おかげさまで行政や議会の税金のむだ使いをチェックする活動もずいぶん機能してきていると考えております。

また、皆さまのご寄附のおかげで、仮認定NPO法人の資格も取得し、所得税の寄附金控除を受けることができる領収書を発行できるようになりました。さらに、本年度中には本認定NPO法人の資格を取得するべく、準備しております。

ところが、今年度は政務活動費の分析などに多大な時間と手間をかけざるを得なかったため、会報の発行が遅れてしまい、これまで皆さまへ会費や寄附のお願いをする機会を失してきました。行政から開示された膨大な書類のコピー費用、裁判費用、H Pの管理費用などの経費が思いの外かかっており、会計担当者は大変苦労しております。

つきましては、今年度も皆さんに変わらぬご協力をいただきたくお願いする次第です。郵便払込票を同封いたしましたので、お早めにご送金をいただきますようお願いいたします。

振り狂歌(後編)

山野枯木 作

(その45)

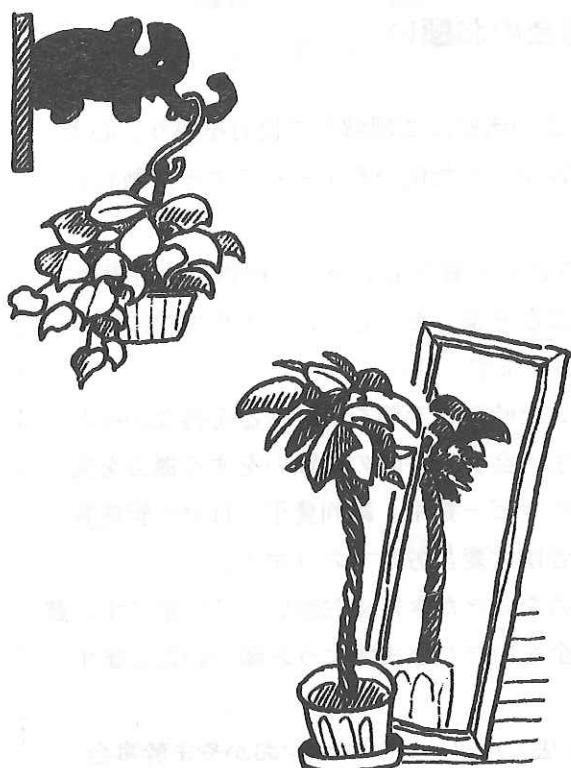
議事堂の 夏の夕暮れ 来てみれば
黒塗り乗り付け 議員工コ談義

(その46)

談合の 接待中身は ウラばかり
相も変らぬ 議員才モテナシ

(その47)

節分に 議員はオンブに 豆をまく
疑惑底なし 政務費のなぞ



コラム 数の力

藤井邦昭

「薄暮プレー」午後4時からのハーフラウンド、自宅より着替えて受付をしてすぐにプレー。終わるとスコアーカードのチェックもなしで、汗びっしりのまま自宅に急ぎシャワーしてビールをのむ。前・後ろいなければ、打直しあり、グリーンでは練習パットとありで行える。ただ、この行為はあまりすることなく淡々とプレーすること10回でおまけがつく。

5月から8月までの期間限定である。昨年は、ぎりぎりクリアし今年もと張り切って7月までに早々と達成できた。おまけもできた。が、しかし、やっただけスコアは良くならない。1球の重みを考えず、ただ10回と數をこなすことだけを目指し猛暑のなかがむしゃらに頑張ってプレーした。そこにあったのは、達成感・満足感より虚脱感の方が勝っている。その後、プレーから遠ざかっている。これからが気候もよくなりコンペも増えるのに。長い夏休み期間中である。ぼちぼちと、良きライバルからお誘いがあるのだが。つくづくとものにはやり方、順序を考えなければ前進しないと痛感している。

さて、自身はと言えば幹事会の無遅刻・無欠席だけはと…早々と破られた。また、原稿の締め切りは…こちらも守れない。なによりも「しない」自分に諦めた自分がいる。少し・かなりのショックである。

「数の力」といえば、多数決。今は、自民党。国も県もどちらもである。県民の、国民の代表として話し合いしているものの最後は決議する。多数決で。

声の大きいひと、多数の意見は大切、重要であるが、正しいか間違っているか、また、それでもずっと正しいかをしっかり話し合わねばとかんがえる。

我が家では少数派の声の小さい、藤井邦昭です。